

償却資産(固定資産税)申告の手引き

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日といいます。）現在所有している償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、この手引きを参考し、申告書等を作成の上、期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限:令和8年2月2日(月)

《期限間近は窓口が混雑いたしますので、期限の1週間前までの提出にご協力ください。》

◆主な償却資産と申告対象者

<p>【 農業・漁業 】</p>  <p>田植え機、選果機、漁船など</p>	<p>【 小売業 】</p>  <p>陳列ケース、冷蔵庫など</p>	<p>【 飲食業 】</p>  <p>カラオケセット、テーブルなど</p>
<p>【 理容業・美容業 】</p>  <p>理美容椅子、タオル蒸器など</p>	<p>【ガソリンスタンド】</p>  <p>ガソリン計量器、洗車機など</p>	<p>【太陽光発電設備】</p>  <p>太陽光パネル、送電設備など</p>
<p>【 製造業 】</p>  <p>各種製造設備、備品など</p>	<p>【 医院 】</p>  <p>ベッド、X線装置など</p>	<p>◆確定申告されている方も市への申告の義務があります。（確定申告は所得税等の国税算出のため、市への申告は固定資産税算出のため）</p>

申告書の提出はeLTAXによる電子申告をご利用ください！

- インターネットを利用して、自宅やオフィス等から申告の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

提出先・問合せ先

五所川原市役所 税務課 資産税係
〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1
電話：0173-35-2111（内線2262～2264）



五所川原市 HP



エルタックス HP

もくじ

1 申告書の提出について	• P2~3
2 償却資産について	• P4~7
3 償却資産の評価額及び税額の計算方法について	• P8
4 申告書等の記入例と記入方法について	• P9~14
5 税の軽減制度について	• P15
6 その他（よくある質問など）	• P16~17

1 申告書の提出について

◆申告していただく方

- 1月1日現在、五所川原市内に償却資産を所有（又は貸与）している方
 - ①法人
 - ②個人事業主
 - ③農林漁業者（自家消費用のみの方は除く）
 - ④不動産を貸し付けている方（賃貸アパート、月極駐車場の経営など）
 - ⑤市内の事業所等に償却資産を貸し付けている方（リース業など）
- 1月1日までに廃業・解散又は事業所移転等により五所川原市内の償却資産がなくなった方

◆申告の提出書類（記入例は8ページから）

償却資産の申告は、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」、「種類別明細書（減少資産用）」の3種類を下表の区分のとおり提出してください。

区分	償却資産 申告書 (第26号様式)	種類別明細書（第26号様式）		
		別表1		別表2
		増加資産用	全資産用	減少資産用
始めて申告する方	○	×	(○)※	×
電算申告をする方	○	×	○	×
前年に申告している方	資産の増減がない方	○	×	×
	増加した資産がある方	○	○	×
	減少した資産がある方	○	×	×
	増加・減少資産の両方ある方	○	○	×
	廃業・解散・閉鎖・転出の方	○	×	×

※初めて申告する方で該当する資産がない場合は償却資産申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入して申告してください。

※期限日までに申告がなかった場合は、過去の申告内容をもとに、償却資産を所有しているものとみなして課税します（みなし課税）。なお、みなし課税された場合でも、正確な情報を把握するため、申告書の提出をお願いします。

◆申告書の提出方法

①窓口へ持参する

五所川原市役所税務課、金木総合支所及び市浦総合支所で受け付けております。

②郵送による提出

前のページの表で提出書類を確認し、五所川原市役所税務課まで郵送してください。

＜送付先＞ 〒037-8686

五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市役所税務課 資産税係

※受付印を押印した控えの返送を希望される方は、申告書のコピー1部と返信用封筒（切手貼付・宛先記入のこと）を同封してください。

③電子申告（eLTAX）による提出

五所川原市では、インターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」）を利用した、償却資産（固定資産税）の電子申告を受け付けています。申告の方法についてはeLTAXホームページをご覧ください。

►eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス



◆添付書類（償却資産申告書を初めて提出していただく個人事業主の方のみ）

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認書類	「マイナンバーカード（裏面）」、「住民票の写し（マイナンバー付き）」等
身元確認書類	「マイナンバーカード（表面）」、「運転免許証」等

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認書類の写し	「本人のマイナンバーカード（裏面）」、「本人の住民票（マイナンバー付き）の写し」等
代理人の身元確認書類	「代理人のマイナンバーカード（表面）」、「代理人の運転免許証」、「代理人の税理士証票」等
代理権確認書類	「税務代理権限証書」、「委任状」等

※電子申告（eLTAX）の場合、電子証明書等により本人確認をするため、本人確認書類の添付は不要です。

※郵送請求の場合は、「税務代理権限証書」は原本、その他の書類は写しを提出してください。

※マイナンバーの記載がない場合でも受理を拒むことはありません。

※本人確認書類の不足などにより本人確認ができない場合、個人番号の記載はないものとして取扱います。

2 償却資産について

◆償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。ただし、権利・ソフトウェアなどの無形資産や自動車税・軽自動車税が課税されているものを除きます。

◆申告が必要な資産

1月1日において事業の用に供している資産を申告してください。また、次のような資産も申告が必要となります。

- ①税務会計上、減価償却の対象としている資産
- ②遊休または未稼働の資産でも、すぐに事業の用に供することができるもの
- ③簿外資産及び償却済み資産でも、事業の用に供しているもの
- ④資本的支出としての改良費（本体部分と分離して申告してください）
- ⑤決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていないもの
- ⑥取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
- ⑦耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産

（ただし法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。）

◆国税（法人税又は所得税）との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	原則定率法のみ	定率法・定額法から選択 (建物、構築物、建物附属設備は定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却、割増償却 (租税特別措置法等)	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価（一部合算も可）
中小企業者等の 少額資産損金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず、認められません。	認められます。

◆資産種類別の主な償却資産（）内の数字は各資産の耐用年数です。

資産の種類		資産の例
1	構築物	舗装路面（アスファルト）（10）、庭園（20）、広告塔（10・20）、街路灯及びガードレール（10）、コンクリート埠（15）等
		受変電・自家発電設備（15）、蓄電池電源設備（6）、袖看板（金属）（18）、稼働間仕切り（簡易）（3）等
2	機械及び装置	
3	船舶	
4	航空機	
5	車両及び運搬具	
6	工具、器具及び備品	

◆業種別の主な償却資産（）内の数字は各資産の耐用年数です。

業種	資産の名称
一般事業（事務所）	受変電・自家発電等の電気設備（15）、舗装路面（アスファルト）（10）、看板（3）、応接セット（接客業用）（5）、ロッカー（15）、パソコン（4）、サーバー（5）、LAN配線（10）等
農業・漁業	ビニールハウス（14）、農機具（トラクター（7）等）、漁船（6・9・12）、果樹棚（14）等
不動産賃貸（アパート、駐車場等）	受変電設備（15）、舗装路面（アスファルト）（10）、駐車場用融雪（ロードヒーティング）設備（10）、看板、（3）エアコン（6）、自転車置場（10）等
小売店・飲食店	レジスター（5）、カラオケ（5）、厨房設備（8）、冷蔵庫（6）、自動販売機（5）等
ガソリンスタンド	独立キャノピー（45）、構内舗装（10）、給油装置（8）、洗車装置（8）、屋外照明設備（10）等
加工・修理業	旋盤（10）、ボール盤（10）、プレス（10・15）、圧縮機（10・15）、測定工具（5）、検査工具（5）、工業用水道（15）等
理容・美容業（エステ・ネイルサロン等）	理美容椅子（5）、タオル蒸器（5）、脱毛器（5）、テレビ（5）、内装工事（10）、サインポール（3）、看板（3）等
病院	受変電・自家発電等の電気設備（15）、手術台・ベッド・X線装置等各種医療用機器（5）、歯科診療ユニット（7）、消毒殺菌用機器（4）等

※特殊自動車は償却資産として固定資産税の課税対象となります。詳細は6ページ「◆特殊自動車に対する課税について」をご確認ください。

◆建築設備における家屋と償却資産の区分（テナントが施工した付帯設備の取り扱い）

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一緒に家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

ただし、下記の表の1～7に該当する設備等については、経理上の処理にかかわらず、償却資産の申告対象となります。

設備等の内容		家屋と設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	工場等の動力源である電気設備		○		○
2	冷蔵庫（冷凍倉庫）における冷凍設備		○		○
3	ビル等における変・送電設備		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	パッケージエアコンディショナー		○		○
6	ネオン、スポットライト		○		○
7	屋外に設置された給水塔、独立煙突		○		○
8	電気設備（1以外の電気設備）	○			○
9	給排水・衛生設備	○			○
10	集中式の冷暖房、暖風、ボイラー設備（工場などの生産設備であるボイラーを除く）	○			○
11	昇降機設備	○			○
12	警報、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	○			○
13	エーカーテン、ドア自動開閉設備	○			○
14	金庫室の扉	○			○
15	店用簡易装備及び簡易間仕切り	○			○
16	固定間仕切り、床・壁・天井仕上げ	○			○

◆特殊自動車に対する課税について

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

用 途	種 類	条 件
荷役運搬 土木建設作業用	ショベル・ローダ、ロード・ローラ、フオークリフト、ロータリ除雪自動車、ダンパ 等	車両の ・長さ 4.7m以下 ・幅 1.7m以下 ・高さ 2.8m以下 ・最高速度 15 km／時以下 いずれか一つでも超える場合
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン、田植え機 等	最高速度 35 km／時以上
大型特殊自動車	ポール・トレーラ 等	

※「0××」及び「9××」の番号が付されたナンバープレートを装着しているものが固定資産税の対象となります。

◆リース資産について

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業をされている方が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告が必要な方は下の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
オペレーティングリースや所有権移転外リース取引など、所有権が貸手側にあるもの。	不要	必要
所有権移転リース取引やリースパック取引など、実質的には借手側への売買や融資と認められるもの。	必要	不要

◆少額の減価償却資産の取扱い

評価額が少額である償却資産の申告は税務会計上の経理区分によってその取扱いがことなります。詳しくは次の表を参考にしてください。

資産の取得価額	経理区分と申告の必要			
	一般減価償却	中小企業特例（注）	3年一括償却	一時損金算入
10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産（少額資産）	必 要 (個人を除く)	—	不 要	不 要
10万円以上 20万円以上の資産	必 要	必 要	不 要	
20万円以上 30万円未満の資産	必 要	必 要		
30万円以上	必 要			

※国税に置ける、租税特別措置法の規定による「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用になるものであっても、固定資産税には適用されませんので申告の対象となります。

◆実地調査協力のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、実地調査を実施することがあります。また、地方税法第353条の2により、税務署において法人税又は所得税に関する書類の閲覧を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、実地調査に伴い修正申告をお願いすることがあります、その際の事務（課税更正）処理は、資産の取得年に応じて過年度に遡及する場合がありますので、ご承知おきください。

3 償却資産の評価額及び税額の計算方法等について

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として計算し、評価額を算出します。

◆年税額

課税標準額の総合計 (1,000円未満切捨て) × 税率100分の1.6 = 税額 (100円未満切捨て)

◆評価額

前年中に取得した資産 = 取得価額 × (1 - 減価率/2)

前年前に取得した資産 = 前年度評価額 × (1 - 減価率)

◆計算例

前年2月に20万円のパソコンを1台購入した場合

取得価額：20万円 耐用年数：4年 減価率：0.438

	計算式	評価額
初年度	200,000 × (1-0.438/2)	156,200
2年目	156,200 × (1-0.438)	87,784
3年目	87,784 × (1-0.438)	49,334
4年目	49,334 × (1-0.438)	27,725
5年目	27,725 × (1-0.438)	15,581
6年目	15,581 × (1-0.438) ⇒200,000×(5/100)	8,756<10,000 ⇒10,000
7年目	200,000×(5/100)	10,000

※上記の計算例では、6年目の評価額が取得価額の100分の5に相当する額を下回るので、そのような場合には、取得価額の100分の5に相当する額が決定価格となります。それ以降は資産が減少するまで取得価額の100の5で引き続き評価されます。

【減価率一覧表（減価残存率を含む）】

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		(前年中取得) 1-減価率/2	(前年前取得) 1-減価率			(前年中取得) 1-減価率/2	(前年前取得) 1-減価率			(前年中取得) 1-減価率/2	(前年前取得) 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	20	0.109	0.945	0.891	38	0.059	0.970	0.941
3	0.536	0.732	0.464	21	0.104	0.948	0.896	39	0.057	0.971	0.943
4	0.438	0.781	0.562	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
5	0.369	0.815	0.631	23	0.095	0.952	0.905	41	0.055	0.972	0.945
6	0.319	0.840	0.681	24	0.092	0.954	0.908	42	0.053	0.973	0.947
7	0.280	0.860	0.720	25	0.088	0.956	0.912	43	0.052	0.974	0.948
8	0.250	0.875	0.750	26	0.085	0.957	0.915	44	0.051	0.974	0.949
9	0.226	0.887	0.774	27	0.082	0.959	0.918	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	28	0.079	0.960	0.921	46	0.049	0.975	0.951
11	0.189	0.905	0.811	29	0.076	0.962	0.924	47	0.048	0.976	0.952
12	0.175	0.912	0.825	30	0.074	0.963	0.926	48	0.047	0.976	0.953
13	0.162	0.919	0.838	31	0.072	0.964	0.928	49	0.046	0.977	0.954
14	0.152	0.924	0.848	32	0.069	0.965	0.931	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	33	0.067	0.966	0.933	51	0.044	0.978	0.956
16	0.134	0.933	0.866	34	0.066	0.967	0.934	52	0.043	0.978	0.957
17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936	53	0.043	0.978	0.957
18	0.120	0.940	0.880	36	0.062	0.969	0.938	54	0.042	0.979	0.958
19	0.114	0.943	0.886	37	0.060	0.970	0.940	55	0.041	0.979	0.959

4 申告書等の記入例と記入方法について

◆償却資産申告書の記入例

第二十六号様式(一)提出用

受付印	令和〇〇年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		記入例	※ 所有者コード 0000000000(10桁) 昨年度の台帳のちしゆで記入して記入		
所 有 者 者	【ふりがな】 1 住 所 (又は納税通 知書送付先)	あおもりけんこしょがわらしあさいわきちょう 青森県五所川原市字岩木町12番地 (電話 0173-35-〇〇〇〇)	3 個人兼業は 法人兼業 4 本 末 枝 P (資本金等の本額) 5 事業開始年月日 6 この申告 に付帯す る分の年 及び月名 7 訓組士等 の店名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ※ 個人兼業の本額 100 百万円 平成 10 年 4 月 理原 黒 金木太郎 電話 0173-35-〇〇〇〇 五所川原税理士事務所 電話 0173-35-〇〇〇〇	8 稽査課用年数の表示 有・無 9 増減額等の表示 有・無 10 増減額等の表示 有・無 11 稽査課用本の持持 有・無 12 稽査課用又は法務課用 有・無 13 稽査会計上の勘定方法 定率法・定額法 14 合 総 申 告 有・無	
	【ふりがな】 2 氏 名 (法人にあってはそ の名称及び代表 者の氏名)	かみしきをかいしゃ 口口をかいこう きょう 株式会社 〇〇機械工業 (屋号)				
資産の種類	前年中に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (セ)	① 五所川原市金木町朝日山〇〇番地 ② 五所川原市相内〇〇番地 ③ ④	
	1 構築物	5,500,000	400,000	5,900,000		
	2 有形及び無形 資本	53,500,000	20,000,000	15,000,000		48,500,000
	3 船 舶					
	4 航 空 機					
	5 有形及び無形 資本					
	6 工具、器具及 び備品	4,850,000	358,000	6,492,000		
	7 合 计	63,850,000	20,358,000	15,400,000		60,892,000
※ 計 算 額 (セ)		※ 決 定 価 格 (イ)		※ 調査標準額 (ハ)		
説明(税会計規範)						

前年中に減少したもの(ロ)、取得したもの(ハ)について、資産の種類(1~6)ごとに合計し記入してください。

前年前に取得したもの(イ)につきましては、前年の申告内容を基に記載しております。今まで申告したことが無く、前年前に取得した資産が有る場合は、その資産全てについて、種類(1~6)ごとに合計し記入してください。

計(二)については、(イ) - (ロ) + (ハ)を計算した金額を記入してください。

- ① 資産の増減あり
 - 2. 資産の増減なし
 - 3. 廉価・解散(年 月 日付)
 - 4. 該当資産なし
 - 5. その他
- ※提出期限日までに申告が無かった場合は
前年内容と変更無しとみなします。

◆償却資産申告書の記入方法

記入項目	記入内容	
1 住所	住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記入してください。 ビルの名称、階数及び部屋番号も記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は訂正してください。	
2 氏名 ふりがなを付けてください	個人の場合は氏名、法人の場合は名称と代表者氏名を記入してください。 また、屋号のある方は記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は訂正してください。	
3 マイナンバー及び 法人番号	マイナンバー又は法人番号を記載して下さい。 なお、マイナンバーを記載する場合には、左側を1文字空けて記載して下さい。	
4 事業種目	具体的に記入してください。 2以上の事業を行っている場合は主たる事業種目を記入してください。	
5 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。	
6 この申告に応答する 者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。	
7 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名、及び電話番号を記入してください。	
8 市区町村内における 事業所等資産の所在地	五所川原市内にある事業所等、資産の所在地を記入してください。	
9 借用資産	リース資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、有の場合はその資産名、及び貸主の名称を記入してください。	
10 備考	初めて申告される方	申告する資産がある方は「資産の増減あり」、資産がない方は「該当資産なし」と記入してください。
	前年前に申告されて いる方	資産に増減がある方は「資産の増減あり」と記入してください。 廃業・解散により全資産が減少した方はその旨記入し、年月日を記入してください。
	その他、非課税・特例に該当する資産を所有している場合等、償却資産の評価について参考となるべき事項を記入してください。また、法人合併や本店移転など申告義務者に関する特記情報の記入にお使いください。	

※期限までに申告がなかった場合は、前年内容から変更なしとみなします。

◆種類別明細書（増資資産・全資産用）の記入例

記入例

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他いずれかに○を付けてください。

◆種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

前年中において新たに取得した資産及び前年度までに申告漏れとなっている資産を記入してください。初めて申告される方は、1月1日現在で事業の用に供することができる資産を全て記入してください。

記入項目	記入内容
1 所有者名	氏名又は名称を記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は訂正してください。
2 資産の種類	資産の種類に対応する「1～6」の数字を記入してください。 (「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」)
3 資産の名称等	資産の名称及び型式等を記入してください。
4 数量	資産の数量を記入してください。
5 取得年月	資産を取得した年月を記入してください。 年号は「3=昭和」、「4=平成」、「5=令和」となりますのでご注意ください。
6 取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。 ※ 取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、関税、購入手数料、据付け費等の当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。 ※ 圧縮記帳については、地方税法上は認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。 ※ 消費税相当額については、税込み経理方式を行っている方は取得価額に含めますが、税抜き経理方式を行っている方は取得価額に含めませんので、ご注意願います。
7 耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。（代表的なものは5ページを参照してください。） ※ 中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。
8 増加事由	資産が増加したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 (「1 新品取得」、「2 中古品取得」、「3 移動による受入れ」、「4 その他」)
9 摘要	当該資産について、次のような事項を記入してください。 ア) 非課税・特例に該当する資産について、その適用条項 イ) 短縮耐用年数を適用している資産について、その旨の表示 ウ) 増加償却を行っている資産について、その旨の表示 エ) その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項 オ) 申告漏れ資産について、その旨の表示 カ) 移動による受入れ資産について、移動年月と移動元市区町村（例：R 5.5 青森市から移動） ※ 取得年月日が平成20年1月1日以前の「オ）申告漏れ資産」や「カ）移動による受入れ資産」で、耐用年数の改正があったものについては、改正前の耐用年数も必ず記入してください。（例：申告漏れ、改正前10年）

◆種類別明細書(減少資産用)の記入例

令和〇〇年度

種類別明細書(減少資産用)

記入例

※ 所有者コード			※	所有者名						枚のうち	第一 二 十六 号 様 式 別 表 二		
				株式会社 ○○機械工業							枚目		
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要	
					年号	年	月						
01	2		○○装置	1	4	23	4	20,000,000			1・2・3・4	○・2	
02	6		△△研磨機	1	4	23	4	358,000			1・2・3・4	○・2	
03											1	・4	1・2
04													
05													
06													
07													
08													
09													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
			小計					20,358,000					

◆種類別明細書（減少資産用）の記入方法

前年度までに申告された資産のうち、1月1日までに売却・滅失・他市区町村への移動等の事由で減少した資産を記入してください。

また、記入誤り等による訂正（取得価額・耐用年数等）もこちらに記入してください。

記入項目	記入内容
1 所有者名	氏名又は名称を記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は訂正してください。
2 資産の種類	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の種類を記入してください。
3 抹消コード	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の資産コードを記入してください。※未記入ですと審査不可となる場合があります。
4 資産の名称等	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の名称等を記入してください。
5 数量	減少した資産の数量を記入してください。
6 取得年月	減少した資産を取得した年月を記入してください。 年号は「3=昭和」、「4=平成」、「5=令和」となりますのでご注意ください。
7 取得価額	減少した資産の取得価額を記入してください。 資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
8 申告年度	記入する必要はありません。
9 減少の事由 及び区分	資産が減少したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 ・減少の事由（「1 売却」、「2 滅失」、「3 移動」、「4 その他」） ・減少の区分（「1 全部」、「2 一部」）
10 摘要	減少の区分が「2 一部」の場合（例1参照）、取得価額等の訂正の場合（例2参照）、記入誤りによる耐用年数の訂正の場合（例3参照）は、以下のように具体的に記入してください。 例1）当初取得価額30万円（数量2）のうち20万円（数量1）分減少 例2）取得価額の訂正 1,000,000円→1,050,000円 例3）耐用年数の訂正 6年→4年

5 税の軽減制度について

◆非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税の措置が講じられています。該当が見込まれる場合は、「固定資産税非課税申告書」の提出が必要ですので、お問い合わせください。

◆課税標準の特例

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税免除の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当が見込まれる場合は、「固定資産税（償却資産）課税標準の特定適用申請書」の提出が必要となりますので、お問い合わせください。

適用条項		対象資産	特例率	添付書類
地方税法附則第15条	第25項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する租税特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備（太陽光・風力・地熱・バイオマス） (設備の種類・規模により、特例率等が異なります。詳細はお問い合わせください)	3年間 1/2 ～ 6/7 (五所川原市)	<u>太陽光を除く発電設備の場合</u> ①固定価格買取制度認定書の写し ②特定契約書（電力会社と締結するもの）の写し <u>太陽光発電設備の場合</u> 政府の補助を受けて設備を取得したことを証する書類等の写し（固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外となります）
	第43項	認定先端設備	3年間 1/2 または 5年間 1/4	「認定先端設備等導入計画」の写しおよび「認定先端設備等導入計画に係る認定書」の写し 等

◆課税免除について

- ・地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除
- ・新過疎法に基づく固定資産税の課税免除

上記の制度を利用して固定資産税の課税免除を申請する方は、税務課に申請書及び添付書類の提出が必要となりますので、税務課へお問い合わせください。

6 その他（よくある質問など）

◆固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧制度

毎年1月1日現在の償却資産課税台帳（償却資産種類別明細書を含む。）の内容を4月1日から通年で閲覧できます。

申請方法

＜個人の場合＞

申請時は、申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちください。本人以外の方が申請する場合は、本人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

＜法人の場合＞

申請時は、代表者印をお持ちください。代表者以外の方が申請する場合は、法人代表者からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

※ 手数料は1名義につき350円です。ただし、縦覧期間中（4月1日から第1期納期限まで）の閲覧は無料です。

※ 1月から3月末までの期間に閲覧できる内容は、前年1月1日現在のものとなります。

◆よくある質問（五所川原市ホームページより一部抜粋）

Q1 償却資産の申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

A1 資産をお持ちの方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条に基づく五所川原市市税条例第75条第1項の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により固定資産税の不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので期限内に申告してください。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条（固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪）の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

Q2 資産の評価には最低限度がありますか？

A2 国税において備忘価格（1円）まで減価償却が認められていますが、地方税での取り扱いとしてはその資産が事業に使用できる状態にされている限り、課税客体となるため、固定資産税における評価額の最低限度額は取得価額または改良費の額の5%に相当する額としています。

Q3 耐用年数がわからない場合はどうすればよいですか？

A3 減価償却とは、資産を取得した時から、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくものです。その使用可能期間については「法定耐用年数」が財務省令で定められていますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表をご覧ください。

Q4 年の途中で閉店した場合はどうなりますか？

A4 固定資産税は、賦課期日（毎年1月1日）現在所有する資産について課税されますので、年の途中で閉店し資産を譲渡・処分した場合でも、その年度の固定資産税はお支払いください。また、翌年度には、閉店し譲渡・処分した資産が減少した旨を記載し償却資産申告書を提出してください。該当する資産がなかった場合は、閉店した旨を申告書に記入するか電話にてご連絡ください。

Q5 償却資産の取得価額を算定する場合の消費税の取り扱いについてはどうすればよいですか？

A5 法人税または所得税の会計処理において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。

Q6 毎年の償却資産の申告について、会社の決算期日にあわせて申告してもよいですか？

A6 会社の決算時期にかかわらず、地方税法第383条の規定により償却資産の申告については、賦課期日（毎年1月1日）現在における当該償却資産について、1月末日までに申告しなければならないこととなっておりますのでご了承ください。

Q7 使っていない資産は償却資産の申告が必要ですか？

A7 未稼動資産や遊休資産は、その休止期間に必要な維持補修を行っている場合や、一時的に休止しているだけでいつでも稼動して事業の用に供することができる状態の場合であれば償却資産として申告の必要があります。